

令和3年6月25日

各位

LGBTに対応した住宅ローンの取扱開始について

株式会社東和銀行（頭取 江原 洋）は、令和3年6月1日より住宅ローンにおける配偶者の定義に「同性パートナー」を含めることとし、LGBT^{※1}に対応した住宅ローンの取扱いを開始いたしましたので、お知らせいたします。

※1 LGBTとは、Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシャル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、身体的性別と性自認が一致しない方）の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティの総称のひとつ

記

1. 目的

当行では、平成31年4月、国連が提唱する「SDGs（持続可能な開発目標）」について積極的に取り組むべきセグメントを定めた「東和銀行SDGs宣言」を制定しており、「ジェンダー平等を実現しよう」を目指すべきゴールの1つとしております。

今回、同性パートナーに対応した住宅ローンの取扱いを開始することで、誰もが自分らしく安心して生活できる地域社会づくりに貢献してまいりたいと考えています。



2. 概要

対象 ローン	住宅ローン ・ 当行指定の保証会社（株式会社かんそうしん、全国保証株式会社）の保証をご利用いただけます。
内容	連帯債務者や収入合算 ^{※2} における配偶者の定義に同性パートナーを加える ^{※2} お借入人の収入に配偶者の収入を合算してお借入れすること
確認 書類	以下のAまたはB（保証会社によって異なります。）を提出いただけます。 A 次のいずれかの書類 ・ 自治体が発行する「パートナーシップ証明書」 ・ 「パートナーシップ宣誓書受領書」等の公的証明書 B 次のすべての書類 ・ 任意後見契約に係る公正証書（パートナーを相互に任意後見人に指定していることを確認） ・ 合意契約に係る公正証書（パートナーの愛情と信頼関係および経済的協力関係を確認） ・ 任意後見契約に係る登記事項証明書（「任意後見契約」が登記されていることを確認）

3. 取扱開始日

令和3年6月1日

以上